2　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	92,600

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

⑵　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

（注）　資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

2　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

（新設）

⑴　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

（新設）

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日